

1. 工事名 筑波大学周辺樹林植栽工事

1. 工事位置 茨城県新治郡桜村天王台1丁目1番1号 筑波大学構内(別紙「位置図参照」)

1. 工事期間 着工 昭和57年12月4日 しゅん功期限 昭和57年3月22日

1. 工事内容等

1. 移植工事

図面番号	施行場所	樹 高 (cm)										計	
		30-49	50-79	80-99	100-149	150-199	200-249	250-299	300-349	350-399	400-499		
	体育グラウンド北		394	67	66	4	16	7	36	2	6	3	601
	施設部南	248	349	7	61	27		23	3	4	1	4	227
	東大通(南側)		118	15	334	193	57	32	2	30			781
	計	248	861	22	462	286	61	48	32	69	6	7	2109

1. 新規工事

図面番号	施行場所	樹 高 (cm)										計	
		30-49	50-79	80-99	100-149	150-199	200-249	250-299	300-349	350-399	400-499		
	グラウンド東									266			266
	体育グラウンド北		155	77	10					19			261
	施設部南		86	21						4			111
	東大通(南側)		513	338	331	33	362						1577
	計	241	534	415	331	43	628	4	19				2215

1. 養生・その他

図面番号	施行場所	本数	バーク堆肥(%)		養生		支柱				計	総延長
			バーク堆肥	養生	本数	長さ	種類	長さ	種類	長さ		
	グラウンド東	266	465 ⁵	5 ³²		149		266	76	26	517	66
	体育グラウンド北	862	809	2 ²⁵	589		170	37	37	29	862	
	施設部南	838	546 ⁵	7 ²²	435		92	27	30	6	590	
	東大通(南側)	2358	3177 ⁵	43 ⁶³	133		1,046	1,176		3	2,358	
	計	4,324	5,000 ⁵	65 ²⁷	1,157	149	1,308	1,506	143	64	4,327	66

特記仕様

1. 本工事実施の順序ならびに方法については、文部省発注工事請負契約基準、契約書、土木工事標準仕様書、特記仕様書、および図面にもとづくものとする。実施の詳細および図面等に記載あるときは、甲が通知した監督職員(以下「監督職員」という)の指示に従うこと。

1. 植栽工事

- ・植栽と始める前に、植栽区域およびその周辺のブミ、コンクリート塊等植栽に支障のあるものはすべて除去し、指定された所に深さ1m以上に埋める処理をすること。また、極端な凹凸がないよう監督職員の指示により整地をすること。
- ・バーク堆肥、造成腐肥の空袋の処理は、1ヶ所にとめて一括処分すること。
- ・既設構造物、樹木等を損傷しないよう充分注意すること。もし損傷した場合は、監督職員に連絡の上、請負者の責任において修復すること。

植 穴

- ・樹木の植栽位置は、図面に基づいて決め、石標等により位置の確認をすること。
- ・植穴の最低床振りの大きさを、別表(2-8)に示す。植穴周辺は可能な限り耕起しておくこと。
- ・植穴は、機械掘りを原則とするが、指示あるものや林内は、手掘りとする。工事中は、通行人あるいは他車輛に対し安全策をとること。

・掘り上げ土は、埋戻し土と除き、近くに敷均しするものとする。

樹木の採取

- ・移植する樹木個体については、別に指示する。採取は、すべて鉢つきとし、鉢の大きさは、根元直径の5~6倍以上とし、掘りまたはコモで堅固に根巻きをするものとする。
- ・新規樹木については、請負者の持込みとする。すべて根鉢つきとし、鉢の大きさは、移植の場合と同じとする。
- ・幹巻きの指示(2-8)があるものは、一般仕様により行なうものとする。
- ・目通り周20"以上の根巻きは、クル巻きのうえ四ッ掛二度巻き¹⁰を原則とする。

植 付

- ・バーク堆肥、造成腐肥の施用量は、別表(2-8)による。施用法は、植穴底とよく耕し、ここに少量を混和し、残り分量は、埋戻し土と充分混和し、植付けるものとする。
- ・埋戻しは、粘土・砂利の混入を極力避け、深植えにならぬよう留意し、バーク堆肥、造成腐肥を混和した土と根鉢が充分密着するよう、つき固める。客土の指示があるものは、畑土と持込みのうえ、規定量のバーク堆肥、造成腐肥を混和し、植付けるものとする。植栽後水鉢を作り、充分灌水するものとする。
- ・採取日から植付日まで、24時間以内に終了することを原則として、作業を進行すること。
- ・林縁での移植木の植付は、樹木の大きさを考慮して行なうこと。また、植栽列と乱さぬよう注意すること。

1. 保護・養生

- ・各樹木の風除支柱は、別表(2-8)による。取付け仕様は、別図(3-8)による。支柱穴については、スギ、ヒノキとし、CCA加工品とする。巻竹については、1束14本入りのものとする。
- ・ハッ掛(竹)の結束は、亜鉛引鉄線の#16か#18とする。その他は監督職員の指示による。
- ・支柱の方向については、監督職員の指示によること。

1. その他

- ・植栽を終えた樹木周辺の整備は、その都度行なうこと。
- ・バーク堆肥は、良く発酵したものを使用すること。また使用に際しては、造成腐肥とも20kg袋入りのものを使用すること。品質証明書と監督員に提出して承諾を受けること。

2. 枯植償(移植木)

- ・植栽樹木が、引渡し後、1年以内に枯死、枝条枯損、樹形不良等となった場合は、発注者と請負者が協議して定められた時期に、発注者の指定した宮給樹木と請負者の負担で植えかえるものとする。ただし、明らかに請負者の責による枯損の場合は、請負者が、樹木代も負担するものとする。
- ・天災、その他、やむを得ない理由による場合は、両者協議の上、処理方法と決定する。

1. 工事記録写真

・工事記録写真は、次のものを提出すること。

区 分	大きさ	種類	枚/組	組	注
着工前写真	キャビネ版	カラー		1	注) 着工前、しゅん功写真は、同一場所から同一方向で撮影し、裏面に工事年度、工事名、撮影した所を記入し、撮影方向を明示した図面を添付すること。
工事写真	キャビネ版	カラー		1	
しゅん功写真	キャビネ版	カラー		1	

- ・工事写真は、撮影した樹木が判るように、樹木にラベルをつけておくこと。
- ・写真は、指定したアルバムに、施行区域毎に整理して提出のこと。

1. 枯植償(新規)

・新規工事での樹木の枯植償については、文部省土木工事標準仕様書によること。